

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

1 ヘキサメチレンジアミン等の基本税率を無税とするとともに、海藻製品の分類変更に伴い、税細分を新設し現行関税率を維持する。

2 バイオポリエチレンについて暫定税率を設定し無税とする。

二、暫定税率等の適用期限の延長等

1 平成三十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率(四百十一品目)並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する。

2 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加する。

3 平成三十一年三月三十一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置(選択課税制度)

について、適用期限を二年延長する。

三、 施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。